

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

令和 6 年度分の個人住民税において、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯へ物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度非課税世帯）を給付します。

支給対象

基準日（令和6年12月13日）時点で下松市に住民登録があり、
世帯全員の令和 6 年度住民税均等割が非課税の世帯

以下の世帯を除きます。

- ・住民税が課されている者の扶養親族及び事業専従者のみで構成される世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出より、令和6年度住民税均等割が課されていない者を含む世帯

支給額

3 万円／世帯

+ **2 万円**／児童



支給手続

I 令和 5 年度、令和 6 年度に物価高騰対応重点支援給付金を下松市から給付された方（原則、手続不要）

- ・下松市から給付内容が記載された「お知らせ」が届きます。
- ・「お知らせ」の内容に変更がなければ手続は不要です。（変更がある場合は手続が必要です。）



II 上記以外の方（**手続必要**）

- ・対象と思われる世帯に、下松市から給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
- ・「確認書」に必要事項を記入して、専用の返信用封筒で提出するか、オンライン申請を行ってください。審査（約 2 週間～ 1 カ月）後に、指定の口座に振り込みます。

※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、お問い合わせください。

申請期限：令和 7 年 7 月 31 日（木） 消印有効

こども加算の対象児童

原則として、基準日（令和6年12月13日）において、支給対象世帯と同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童

※住民基本台帳に記載のない海外在住の児童及び

児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等への入所児童は、対象外

申請が必要な場合

同一世帯でない児童（平成18年4月2日生まれ以降のこども）を扶養している場合や、基準日（令和6年12月13日）以降に出生した児童がいる場合などは申請が必要となりますので、お問い合わせください。

申請期限：令和7年7月31日（木） 消印有効

Q&A

Q1 住民税均等割とは何ですか。

A1 住民税は前年の所得等に応じて負担いただく税金です。令和6年度住民税は令和5年中の収入等に対して課税されます。均等割とは所得が一定の金額を超える方に負担いただくもので、下松市では市民税と県民税を合わせて年額5,500円（森林環境税含む）です。

Q2 令和5年中は学生で所得がなく、現在は一人暮らしですが、給付の対象となりますか。

A2 住民税が課されている人（親など）の扶養となっていた方のみで構成される世帯は対象となりません。住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご家族等に確認してください。

書類の発送状況や最新情報は、市ホームページでご確認ください



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



下松市

〒744-8585

下松市大手町3丁目3番3号

臨時給付金担当

☎ 0833-45-1896

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日を除く